

五  
方  
法  
の  
募  
入  
決  
定

四 発行方法  
三 用振替等項の適  
二 法律条項及び根拠

（平成十三年法律第七十五号）  
社債、株式等の振替に関する法律  
割り当ても申込のみのかつらのうちの応募額を順次各申込にさりげなくして、その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する。）を競争に付して行われる入札による数値をいふ。次号において同様に規定する。振替機関は日本銀行とする。

十一  
二三

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

十	十	九	八	七	六
一					
發		振	額	最	払
發		替		低	込
行	行	單		額	金
価		位		面	額
格	日			金	額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{繰入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十 十 十  
七 六 五

払元利象各準入償償  
場利回國發と札還還  
所金り債行すの金期  
支の対る基額限

十四

利子

す日日う算と發第  
るにに。式し行十控得は出に住時額金にの口る  
期支当たに、対号除税外しは者にへ額よに座も  
日払ただよ各象にする國た、又おたにりつにの  
にうるしり支國規る稅法金前はいだ百算い記と  
つへと、算払債定こ率人額記外てし分出は記載し  
い次き支出期のすとをがに(一)國取、當二は振  
て号は払しに支るが乗適當該法得すた、金額記録口  
同に、期たお払發でじ用該算人式でる債額記録か(一)座簿  
じおそが金い期行きた金を受居にあら者を發じた算中  
。いの銀額てを日る額け住よるが發行金式の  
。て翌行を、支後。額け住よるが發行金式の  
規営休支次払の額け住よる者より算合  
定業業払の額け住よる所又算合

十九

入札参加

財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年二月十日

名称及び記号										
利回第三付 利回三十国 利回八年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回七年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回六年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回三年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回一年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回回年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回回年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回回年庫 利回債券	利回第三付 利回三十国 利回回年庫 利回債券	利回第二付 利回百十国 利回二年庫 利回債券	利率(年)
二・三%	二・四%	二・五%	二・〇%	一・七%	一・四%	一・八%	二・三%	二・九%	二・二%	利率(年)
日年平 三成 月四 二十 十七	十年平 日十成 月四 月十 二六	日年平 九成 日十成 二四 月十 十六	十年平 日十成 月四 月十 二十五	日年平 六成 月四 月十 二五	十年平 日十成 二四 月十 二十四	十年平 二十成 日一四 月十 二十四	日年平 五成 月四 月十 二十四	日年平 日十成 一四 月十 二十四	日年平 三成 月四 二十 十三	償還期限
円七百八十億	二百億円	六億円	百十一億円	十億円	十億円	億二円百六十五	億二円百九十一	七十七億円	五十億円	(発額面行金額)

利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付
三十国	三十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	二十国	十国
十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	十年庫	九年庫	
二 一 回 券 )	一 六 回 券 )	一 五 回 券 )	四 五 回 券 )	二 五 回 券 )	一 三 回 券 )	回 券 )	回 券 )	回 券 )	回 券 )
二 · 三 %	二 · 二 %	二 · 四 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 五 %	二 · 三 %	二 · 三 %
日年平 三成 月五 二十 十二	日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月四 二十 十九	十年平 日十成 二四 月十 二八	日年平 九成 月四 二十 十八	日年平 三成 月四 二十 十八	日年平 日十成 二四 月十 二七	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 六成 月四 二十 十七
百 三 億 円	十 億 円	十 三 億 円	円百 二 十一 億	六十 億 円	億六 百 二 十五 億	円百 六 十 五 億	九 十二 億 円	六 億 円	